

区域区分設定調書（案）

令和 7 年 6 月

都道府県名	長野県	都市計画区域名	松本都市計画区域
-------	-----	---------	----------

区域区分の設定又は変更に必要な書類等

区域区分の見直し等の種類	参 考 様 式	
	必須様式	任意様式
1 新たに区域区分に関する都市計画の設定（新規）を行う場合	1、2、4、6、7、 11～17、19～ 21、23	3、5 8～10
2 都市計画法第6条第1項の基礎調査の結果、区域区分に関する都市計画の変更（見直し）を行う場合	1、2、4、6、7 11、13～17、 19～23	3、5 8～10、18
3 都市計画法第6条第1項の基礎調査の結果による見直しの際に保留された人口フレームの範囲内において、区域区分に関する都市計画の変更（随時）を行う場合	1、8～11、13 16、17、19、 22、23	3、5、18
4 都市計画法施行規則第13条第1項の規定に基づき、区域区分に関する都市計画の軽易な変更を行う場合	1、13、16、17 19、23	3、18
5 都市計画法第6条第1項の基礎調査の結果、区域区分に関する都市計画の変更を行わないが、人口、産業等のフレームのみを変更（見直し）する場合	1、2、4、6、7	3、5、 8～10

注)：(1) 任意様式とは、当該様式にかかる措置の適用をする場合において添付を要する様式である。

(2) 「区域区分設定調書」の様式の規格はA4横とする。

(3) 上表3「都市計画法第6条第1項の基礎調査の結果による見直しの際に保留された人口フレームの範囲内において、区域区分に関する都市計画の変更（随時）を行う場合」の様式の作成に当たっては、次表「随時変更における区域区分設定調書の作成要領」にも留意する。

区域区分設定調書の作成に必要な図面

図 面 の 種 類	関連様式	作 成 要 領
1 総括図	様式 4、9、18、 23	1/25,000地形図(都市計画法第14条に基づく図面)に、当初設定地区又は変更地区(即編、逆線、特保の別がわかるように区分)を図示する。また、新規に区域区分の設定を行う場合には、最新年の国勢調査によるＤＩＤの区域及び都市計画法施行規則第8条第1項第1号及び第2号の別が判断できるように図示する。
2 土地利用状況図	様式 5、11、15、 19～21	1/25,000地形図(都市計画法第14条に基づく図面)に、関連様式に基づく土地区画整理事業等・地区計画等、市街地開発事業等、市街化区域内農地、保安林等、工業適地、市街化調整区域内残存用途を図示する。なお、別葉で整理したものがあればそれを代用してもよい。
3 農業振興地域図	様式 13	農業振興地域図(農業振興地域及び農用地区域がわかるもの)に、既存の市街化区域及び変更地区を図示する。
4 農業関係施策状況図	様式 16	1/25,000地形図に、農林漁業関係施策の受益、ダム、頭首工の位置、用排水路の路線等を図示するとともに、市街化区域(不可避受益を含む。)との関係を明らかにする。なお、別葉で整理したものがあればそれを代用してもよい。
5 農地転用状況図	様式 12	1/25,000地形図に、過去3か年の都市計画区域内の転用された農地の位置を年次がわかるように図示する。
6 詳細図	様式 9、23	1/2,500又は1/5,000でA3版程度の部分図(現況図)に、変更地区(即編、逆線、特保)が具体的に判断しうるよう記入する。なお、即編及び特保の場合には計画図を添付する。また、第3章の調整措置の第1の1の農用地、農業振興地域内の土地又は農用地区域内の土地が含まれる場合には、その区域を図示する。

随時変更における区域区分設定調書の作成要領（随時変更において作成要領が異なる部分）

様式 - 8	保留人口フレーム 「平成22年人口目標の内訳」欄が変更となるので、変更前の数値を下段に()書きで記入する。
様式 - 9	特定保留人口フレームに関する調書 見直し時の資料を複写利用し、随時変更により市街化区域へ編入する区域については、二重線で見え消しする。 図面は、該当する区域のみ作成する。
様式 - 10	特定保留人口フレームと農林漁業との調整調書 見直し時の資料を複写利用し、随時変更により市街化区域へ編入する区域については、二重線で見え消しする。
様式 - 11	市街地開発事業等調書 随時変更地区に係るもののみを記入する。 密集市街地の措置を適用する場合は、密集市街地の整備に係る事業を記入する。 図面は、様式22の変更地区詳細図（計画図を含む。）で代替する。
様式 - 13	農業振興地域調書 随時変更地区に係るもののみを記入する。 随時変更地区に係る市町村についてのみ、農業振興地域図に変更地区の範囲を記入する。
様式 - 16	農林漁業関係施策に関する調整措置調書 随時変更地区に係るもののみを記入する。 図面は、随時変更地区が該当する区域のみ作成する。
様式 - 17	農林漁業関係施策に関する調整措置調書 随時変更地区に係るもののみを記入する。
様式 - 19	保安林等調書 随時変更地区が該当する場合にのみ記入する。 図面は、随時変更地区が該当する区域のみ作成する。

1 区域区分の設定又は変更の必要性及び理由

(様式—1—)

広域都市 計画圏名		都市計画 区 域 名 (指定年月日)	松本都市計画区域 (大正14年4月1日)	関係市 町村名	松本市	当初設定年月日	昭和46年 5月17日
						設定又は変更年月日	昭和52年 7月28日 (第1回見直し) 昭和55年 3月31日 (随時変更) 昭和59年 4月19日 (第2回見直し) 昭和61年 4月28日 (随時変更) 平成 2年 8月23日 (随時変更) 平成 4年 6月25日 (第3回見直し) 平成 5年 6月24日 (随時変更) 平成 8年 8月26日 (随時変更) 平成10年 7月30日 (第4回見直し) 平成11年 8月12日 (随時変更) 平成12年 8月24日 (随時変更) 平成16年 5月13日 (第5回見直し) 平成22年 11月4日 (第6回見直し) 平成26年 2月10日 (随時変更) 平成26年 11月4日 (随時変更) 令和 4年 5月23日 (第7回見直し)
区域区分 の 種 類	随時変更						

(区域区分の設定又は変更の必要性及び理由)

本区域の区域区分の決定は昭和46年5月に行い、その後昭和52年7月に第1回目の線引き見直し、更に昭和55年3月に一部変更、昭和59年4月に第2回目の線引き見直しを行っている。また、第2回目の線引き見直しにおいて位置が特定されている区域について、昭和61年4月及び平成2年8月にそれぞれ一部特定保留解除をしている。平成4年6月に第3回線引き見直しを行い、位置が特定されている区域について、平成5年6月に特定保留を解除した。また、平成8年8月には、地形地物の変更により市街化区域と市街化調整区域の境界が不明確となった地区について軽易な変更を行った。平成10年7月には第4回線引き見直しを行い、位置が特定されている区域について、平成11年8月及び平成12年8月に特定保留を解除した。また、平成16年5月には第5回線引き見直しを行い、一般保留人口の決定を行った。平成22年11月には第6回線引き見直しを行い、新工業団地の市街化区域編入、及び梓川地区と空港東地区の市街化調整区域編入を行うとともに、一般保留人口の決定を行った。さらに平成26年2月には、村井東田地区の市街化区域編入を行い、平成26年11月に松本市と旧波田町の合併に伴う区域編入を行った。令和4年5月には、第7回目の線引き見直しを行い、既成市街地2箇所と新市街地1箇所(上村井地区)を市街化区域に編入し、一般保留人口の決定を行った。今回の随時変更は、基準年を2015年(平成27年)また目標年次を2025年(令和7年)とし、目標年次における人口及び産業を収容するための市街地の適正な規模を設定し、令和6年度に向けて進めている農業振興地域整備計画の総合見直しとの整合を図りながら、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、次により見直しを行うものである。

1. 見直しの必要性

- 1) 人口、産業の状況、既存市街化区域の現況、将来の都市の発展動向及び交通施設の配置状況などを勘案し、適正な市街化区域の規模を設定する必要がある。
- 2) 交通施設の配置状況、将来の都市の発展動向などを勘案し、適正な範囲に市街化区域を設定する必要がある。

2. 線引きの見直しの方針

- 1) 線引き見直しにあたっては、既に工業団地として開発されている区域で、接する市街化区域並びに市街化区域に編入する区域との土地利用、地域地区との整合が図れ、民間開発事業による計画的な事業の実施が確実な区域について、市街化区域に編入する。

注(1)「広域都市計画圏名」は、広域都市計画区域圏を想定する場合に限り記入する。

(2)「区域区分の種類」は、「当初設定」、「定期見直し」、「特定保留解除」、「一般保留解除」、「軽易変更」の別を記入する。

(3)「設定又は変更年月日」は、見直し又は随時変更の別がわかるように記入する。

(4)「区域区分の設定又は変更の必要性及び理由」は、要点を具体的に記入する。

2 人口等調書

(様式— 2)

都市計画 区 域 名	市町村名	行政区域 面 積 (ha)	都市計画 区域面積 (ha)	人 口 等				工 業 出 荷 額				前回線引き見直し目標	
				2005 平17 人 (世帯)	2010 平22 人 (世帯)	2015 平27 人 (世帯)	2025 令7 人 (世帯)	2005 平17 億円	2010 平22 億円	2015 平27 億円	2025 令7 億円	2015年 平成27年	
												人 口 人	工業出荷額 億円
松本	松本市	97,847	30,191	233,636 (90,846)	234,911 (94,110)	236,047 (97,178)	232,400 (98,059)	5,381	5,454	4,894	6,162	226,900	5,869
保留人口 フレーム												1,300	
合 計		97,847	30,191	233,636 (90,846)	234,911 (94,110)	236,047 (97,178)	232,400 (98,059)	5,381	5,454	4,894	6,162		

注 (1) 年次は例示を示したものであり、基準年次とその10年前、5年前及び目標年次とする。

(2) 目標年次欄は、目標値を市町村ごとに定めない場合には、数市町村まとめて記入してもよい。

(3) 「保留人口フレーム」は、都市計画運用指針の - 2 - 1 のBの1の (1) の により算定された保留人口フレームを記入する。

3 広域都市計画圏設定調書

該当なし

(様式—3)

広域都市 計画圏名	含まれる 計画都市区域名	市町村名	想定する必要性和その考え方	備考

(注) (1) 本様式については、広域都市計画圏を想定する場合のみ記入する。

(2) 「想定する必要性和その考え方」は、広域都市計画圏の想定に際して、判断の対象とする事項を具体的に記入する。

4 市街化区域調書

(様式— 4)

都市計画区域名	市町村名	市街地人口等							市街地面積等							前回線引き 見直し目標	
		D I D			市街化区域				D I D			市街化区域				2015年 平成27年	
		2005 平17 人	2010 平22 人	2015 平27 人	2005 平17 人	2010 平22 人	2015 平27 人	2025 令7 人	2005 平17 ha	2010 平22 ha	2015 平27 ha	2005 平17 ha	2010 平22 ha	2015 平27 ha	2025 令7 ha	市街化 区 域 人 口 人	市街化 区 域 面 積 ha
松本	松本市	143,409	145,146	146,481	169,796 (73,407)	170,962 (73,104)	172,952 (75,823)	173,600 (77,848)	3,069	3,122	3,135	3,764	3,786	4,008	4,034	167,500	4,006
計		143,409	145,146	146,481	169,796 (73,407)	170,962 (73,104)	172,952 (75,823)	173,600 (77,848)	3,069	3,122	3,135	3,764	3,786	4,008	4,034	167,500	4,006

注 (1) 「 D I D 」は、国勢調査による D I D の人口及び面積を記入する。

(2) 年次は例示を示したものであり、「 D I D 」は、基準年次とその 1 0 年前、5 年前、「市街化区域」は、基準年次とその 1 0 年前、5 年前及び目標年次とする。

(3) 目標年次欄は、目標値を市町村ごとに定めない場合には、数市町村をまとめて記入してもよい。

5 市街化区域の規模に関する調書（ディスカウント）

該当なし

（様式—5）

市 町 村 名	事業種別	地区名・ 図面番号	既存市街 化・新規編 入の別	施行・計画決定 （予定）年度	総面積 = +	既利用面積 h a 人	宅地化に相当 の期間を要す る土地の面積 h a （ ） 人	目標年次まで に建築物等の 用に供されて いるものと推 計される土地 の面積 h a 人	目標年次までに 建築物等の用に 供されていない ものと推計され る土地の面積 = - h a 人	 = / × 100 %	備 考
			既存市街 化 区 域								
			新規編入 予定区域				（ ）				
			小 計				（ ）				
			既存市街 化 区 域				（ ）				
			新規編入 予定区域				（ ）				
			小 計				（ ）				
合 計							（ ）				

注（１）本様式は、ディスカウントを適用する場合のみ必要な様式である。

（２）「事業種別」は、「土地区画整理事業」又は「地区計画等」を記入する。

（３）上段は面積、（ ）内は農用地面積、下段は人口を記入する。

（４）備考欄には、「目標年次において建築物等の用に供されていないものと推計される土地の面積の算定の基礎となる市街化に要する期間及び市街地形成を促進するための政策努力を総合的に勘案した考え方」について簡潔に記入する。

（５）ディスカウント措置の考え方は、既存の市街化区域にあっては、土地区画整理事業が実施中等の区域及び地方税法に基づく長期営農継続農地として認定を受けた農地の面積の合計面積の概ね３割を限度、新たに市街化区域に編入される土地の区域にあっては、土地区画整理事業等の予定区域内に存する農地の面積の合計面積のおおむね１割を限度とする。

6 市街化区域の内訳に関する調書

(様式—6)

都市計画 区 域 名	市町村名	市街化区域面積		市街化区域面積内訳				備 考
		総 面 積		居 住 地		工業用地	大規模施設用地等	
		= + + +	農用地面積	既成市街地	新市街地			
松本		ha	ha	ha	ha	ha	ha	
	松本市	4,034	278.5 (72.8)	2,848	869	91	226	D I D 3,135ha (平成27年度)
	合 計	4,034	278.5 (72.8)	2,848	869	91	226	

+

注(1) 区域区分の見直し後における市街化区域面積及びその内訳を記入すること。

(2) 「総面積」は、様式4の目標年次の面積と一致させる。

(3) 「農用地面積」については、下段に()書きで水田の面積を記入すること。

(4) 「既成市街地」については、D I D区域と異なる場合は備考欄にD I D区域の面積を記入すること。

(5) 「工業用地」については、原則として2ヘクタール以上の既存工業用地の合計及び計画的な工業用地の造成が確実に見こまれるものについて記入する。

(6) 「大規模施設用地等」は工業用地以外の原則として2ヘクタール以上の大学、神社、寺院、公園、防衛施設用地等、人の居住しない施設用地の合計とする。計画中のものを加算する場合は、その実施が確実なものに限る。なお、必要に応じてその積算の根拠に関する資料を別途添付すること。

7 市街化区域の人口密度に関する調書

(様式—7)

年 次	市街化区域 面積	非可住地 面積	可住地 面積	目標年次において建築物等の用に供されていないものと推計される土地の面積	に収容すべき 人口	人口密度 /(-)	非可住地 面積割合 / ×100	備 考
2015(平27)	4,008	1,692.1	2,315.9		172,900	74.7	42.2	
2025(令7)	4,034	1,703.8	2,330.2		173,600	74.5	42.3	
前回見直し目標	4,006	1,724	2,282		166,200	72.8	43.0	

非可住地の内訳					
2015(平成27)年		2025(令和7)年		前回見直し目標 2015(平成27)年	
非可住地の種類	面 積 (ha)	非可住地の種類	面 積 (ha)	非可住地の種類	面積 (ha)
水 面	40.3	水 面	40.3	水 面	99.3
商 業 用 地	66.1	商 業 用 地	66.1	商 業 用 地	64.4
工 業 用 地	141.8	工 業 用 地	141.8	工 業 用 地	253.9
公 共 ・ 公 益 用 地	518.2	公 共 ・ 公 益 用 地	519.2	公 共 ・ 公 益 用 地	374.0
道 路 用 地	566.2	道 路 用 地	576.9	道 路 用 地	702.9
交 通 施 設 用 地	91.0	交 通 施 設 用 地	91.0	交 通 施 設 用 地	44.8
公 園	236.1	公 園	236.1	公 園	151.3
そ の 他	32.4	そ の 他	32.4	そ の 他	33.1
合 計	1,692.1	合 計	1,703.8	合 計	1723.8

注(1)「市街化区域面積」は、様式4の市街化区域面積と一致させる。

(2)年次は例示であり、基準年次及び目標年次について記入する。

(3)「非可住地の内訳」欄の記入は、原則として2ha以上の非可住地について、土地利用別(工業用地、公園緑地、公共施設用地、生産緑地、公共空地、レクリエーション用地、道路、その他別面積等)に可能な限り分類して具体的に記入する。

(4)「目標年次において建築物等の用に供されていないものと推計される土地の面積」とは、都市計画運用指針の - 1 - 2の1の(3)の の2)のbにより算出される面積をいい、必要に応じその算出の根拠に関する資料を別途添付する。

(5)将来人口密度を地域の実情に応じて想定する場合には、都市計画運用指針の - 1 - 2の1の(3)の の2)のdのウにより算出した人口密度を記入する。

また、「備考」には、地域の実情に応じて算定した理由を記入するとともに、必要に応じその算出の根拠に関する資料を別途添付する。

8 保留人口フレーム調書

該当なし

(様式—8)

広域都市 計画圏名	都市計画 区 域 名	市町村名	2025年 (令和7年) 都市計画区 域人口目標	2025年 (令和7年) 市街化区域 人口目標 = +	2025(令和7)年人口目標の内訳				備 考
					配分する 人 口	保留人口フレーム			
						特定保留	その他		
合 計									

注(1) 保留人口フレームの設定を行う場合のみに記入する。

(2) 広域都市計画圏を想定した人口フレームを定める場合には、当該広域都市計画圏について記入する。

(3) 人口目標を、市町村ごとに定めない場合には、数市町村まとめて記入してもよい。

(4) 年次は例示であり、目標年次を記入する。

8 工業フレーム調書

(様式—8)

都市 計画 区域名	市町 村名	工 業 出 荷 額（実質）					令和 7 年工業目標の内訳					備 考
		平17	平22	平27			工業出荷額 (令和 7 年)	工業系市街化区域総面積				
								既決定	想 定	今回設定	保留 -	
松本	松本市	億円 -	億円 5,453	億円 4,894	億円	億円	億円	ha	ha	ha	ha	
		-					6,162	372.2	136.3	6.1	130.2	
合 計		-	5,453	4,894			6,162	372.2	136.3	6.1	130.2	

- (注) (1) 工業フレームの設定を行う場合のみに記入する。
(2) 広域都市計画圏を想定した工業フレームを定める場合には、当該広域都市計画圏について記入する。
(3) 工業目標を、市町村ごとに定めない場合には、数市町村まとめて記入してもよい。
(4) 年次は例示であり、目標年次を記入する。

9 特定保留人口フレームに関する調書

該当なし

(様式— 9)

図面 番号	区域名	概ねの位置 (市町村の大字ま で記入)	事業主体	開発手法	面 積 ha	計画人口 人	保留人口 人	開発計画の見通し (事業着手等予定年 度)	備 考	
小	計									

注(1)「開発手法」は、土地区画整理事業、新住宅市街地開発事業、工業団地造成事業等について具体的に記入する。

(2)「計画人口」は、当該事業全体の人口を記入する。

(3)「保留人口」は、計画人口のうち目標年次までに見込まれる人口を記入する。

(4)「備考」には、当該事業に係る計画的な市街地整備の見直しについて簡潔に記入する。例えば、土地区画整理事業にあっては地権者の同意状況、準備組合等の設立年月日、事業認可(組合設立又は施行認可)予定等当該事業実施の確実性、当該事業に係る計画人口、保留解除人口(随時変更の場合のみ)及び着実に都市的土地利用に供される見込み等について簡潔に記入する。

10 特定保留人口フレームと農林漁業との調整調書

該当なし

(様式—10)

図面 番号	区域名	市町村名	特定保留人口フレームに関する面積				当該区域に特定保留 とする 必 要 性 等	第 3 章の調整措置の第 1 により調整を 必要とする場合その理由及び調整状況	備 考
			総面積	農地面積	農業振興地域関係				
					農 業 振 興 地 域 面 積	農 用 地 区 域 面 積			
			ha	ha	ha	ha			

注(1)「第3章の調整措置の第1により調整を必要とする場合、その理由及び調整状況」は、第3章の調整措置の第1により調整を必要とする場合、その理由及びその調整内容を記入する。なお、第3章の調整措置の第1の2の(2)に係る場合には、第3章の調整措置の第2による調整を必要とする理由及び調整措置状況を記入する。

(2)第3章の調整措置の第1の2の(2)に係る場合には、必要に応じ別途説明資料を添付する。

1 1 市街地開発事業等調書

(様式— 1 1)

図面 番号	市町村名	事業地区名	事業種別	事業主体	施行区域 面 積		施行年度	計 画 人口等	市街化区域 の 有無	備 考
					ha	農用地面積 ha				
					ha	ha		人		
2・1	松本市	新井北	土地区画整理事業	組合	1.9	0.0	H22～H28	169	有	完了
2・2	松本市	両島	土地区画整理事業	組合	3.1	0.1	H23～H31	283	有	完了
2・3	松本市	村井町南	土地区画整理事業	組合	5.0	3.7	H25～H31	389	有	完了
2・4	松本市	岡田東	土地区画整理事業	組合	1.1	0.9	H28～R3	94	有	完了
2・5	松本市	惣社	土地区画整理事業	組合	2.9	2.7	H28～R2	320	有	完了
2・6	松本市	和田	工業団地造成事業	民間	6.1	4.5	R8～R9	75.6(億円)	有	新規編入
	小計				14.0	7.4		1,255		

- 注 (1) 本様式については、市街地開発事業のほか10ha以上(市街化調整区域にあっては5ha以上)の宅地開発事業、工業団地造成事業、流通業務団地造成事業等及び密集市街地の整備に係る事業等について記入する。
- (2) なお、この場合、過去5年以内に事業が完了したもの、現在実施中のもの、市街化区域設定と同時に都市計画決定するもの及び3年以内に事業に着手することが確実なものを記入すること。
- (3) 「事業種別」は、新住宅市街地開発事業、土地区画整理事業、工業団地造成事業等の事業名を記入する。
- (4) 「計画人口等」は、工業用地、商業用地又は流通業務団地に関するものについては、就業人口又は工業出荷額等を記入する。
- (5) 「備考」には、区域区分の見直しに伴い新たに市街化区域に編入する区域については、「新規編入」と記入する。また、密集市街地の整備による人口の再配分の措置により設定する市街化区域に係るものについては、「密集市街地分○○人」と記載する。

1 3 農業振興地域調書

(様式—13)

図面 番号	市町村名	農 業 振 興 地 域		農 用 地 区 域		市街化区域に 含まれる面積		市街化区域に含める 必要性及び調整状況	備 考
		面 積 (ha)	地 域 指 定 年 月 日	面 積 (ha)	整 備 計 画 策 定 年 月 日	農 業 振 興 地 域	農 用 地 区 域		
3	松本市	当初						【必要性】 1 市街化区域の未利用地から選定 2 市街化調整区域にで都市計画等の各種上位計画に適合し、市街化区域に隣接する地域から選定 3 農業振興地域内の白地から選定 上記1～3の区域から条件に適合するエリアが抽出できなかったため、やむを得ず、農業振興地機内の農用地区域から候補地を選定したもの。 【調整状況】 候補地内の農地における関係農家数は13戸であり、大半が他に安定した収入がある、または代替地要望があり、代替地での営農を予定していることから生活水準の維持に支障がない。	松本市農 政 概 要 (H30)
		10,457ha	昭和46年9月30日	5,393ha	昭和47年3月9日				
		最終変更 24,916ha	平成31年3月31日	7,524ha	平成31年3月31日	4.5	4.5		
	計	24,916		7,524		4.5	4.5		

注 (1) 農業振興地域の指定計画又は市町村整備計画の策定が確定しているものについても記入するものとし、備考欄にその旨を記入する。

(2) 市街化区域に含める必要性及び調整状況欄は、農業振興地域、農用地区域を市街化区域に含める理由及びその調整の状況を具体的に記入する。

1 4 市街化区域内農地等状況調書

(様式— 1 4)

規模別 事 項		～ 2 ha	2 ～ 5 ha	5 ～ 1 0 ha	1 0 ～ 2 0 ha	2 0 ha以上	合計 (平 2 9)	前回見直し 時	/ × 100	備 考
既成市街地内		256.0	0.0 ()	0.0 ()	0.0 ()	0.0 ()	256.0	279.9 (9)		
新市街地内	市街地開発事業 等事業実施地区	1.1 (4)	6.5 (2)	0.0 ()	0.0 ()	0.0 ()	7.5 (6)	9.5 (3)		
	そ の 他 区画整理事業完了地区	15.0 (158)	0.0 ()	0.0 ()	0.0 ()	0.0 ()	15.0 (158)	25.9 (36)		
合 計		278.5 (162)	0.0 (2)	0.0 ()	0.0 ()	0.0 ()	278.5 (164)	315.3 (48)	88.3%	
生 産 緑 地 地 区		-								
集 合 農 地 区		-								
営 農 地 区		-								

- 注 (1) 規模別面積は、都市計画法第 6 条第 1 項に基づく基礎調査及び「都市計画関連土地利用調整調査」(昭和57年7月28日付け57構造 C 第499号構造改善局長通達) 等により記入する。また、() 内はか所数を記入する。
- (2) 「合計」の年次は例示であり、区域区分の原案作成の前年を記入する。
- (3) 「市街地開発事業等地区」は、都市計画法第10条の 2 第 1 項各号、第11条第 1 項各号、第12条第 1 項各号及び第12条の 2 第 1 項各号に掲げる事業が完了又は事業実施中の区域内に含まれる農用地等とする。
- (4) 「生産緑地地区」は、生産緑地法(昭和49年法律第68号) 第 3 条に基づき指定された生産緑地地区、「集合農地地区」とは大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法(昭和50年法律第67号) 第17条に基づく集合農地区、「営農地区」は農住組合法(昭和55年法律第86号) 第13条に基づく営農地区をいう。

15 市街化区域内農地の整序等に関する調書

該当なし

(様式—15)

図 面 番 号	市町村名	地 区 名	用 途 地 域	現 況 土 地 利 用 面 積 計					整序の方針等
				宅 地	農用地	山 林	その他		
				ha	ha	ha	ha	ha	

注(1) 本様式については、市街化区域内農地のうち、一団の規模が5ha以上の地区について記入する。

(2) 「用途地域」は、現在指定されている用途地域名を記入する。

(3) 「整序の方針等」は、市街地開発事業、地区計画、開発行為等の整備手法、取組状況及び政策努力を含めた整序の方針について記入する。なお、事業等を予定しているものについては、事業主体、事業予定年度を記入する。

16 農林漁業関係施策実施状況調書

(様式—16—)

図面 番号	事業種別	地区名	市町村名	事業主体	受 益 面積等	施行年度	市街化区域に含まれる受益地		施策の 種 別	備 考
							受益面積等	施行状況		
4 ・ 1	県営土地改良総合整備事業	島内	松本市	長野県	343.0	S58～H4	0	事業完了	負担金	指摘
4 ・ 2	県営土地改良総合整備事業	島立	松本市	長野県	278.0	S58～H4	0	事業完了	負担金	
4 ・ 3	県営ほ場整備事業	和田	松本市	長野県	334.0	S48～S57	0	事業完了	負担金	
4 ・ 4	県営ほ場整備事業	笹賀	松本市	長野県	210.0	S51～S59	0	事業完了	負担金	
4 ・ 5	県営ほ場整備事業	北六区	松本市	長野県	150.0	S59～H3	0	事業完了	負担金	
4 ・ 6	県営ほ場整備事業	山辺	松本市	長野県	154.9	S60～H7	0	事業完了	負担金	
4 ・ 7	県営ほ場整備事業	岡田本郷	松本市	長野県	138.6	H1～H9	0	事業完了	負担金	
4 ・ 8	団体営土地改良総合整備事業	神田	松本市	松本市農協	27.1	S59～H3	0	事業完了	補助	
4 ・ 9	団体営土地改良総合整備事業	大村雁金	松本市	女鳥羽川土地改良区	19.8	H1～H5	0	事業完了	補助	
4 ・ 10	県営緑農住区開発関連土地 基盤整備事業	芳川小屋	松本市	長野県	48.3	S62～H1	0	事業完了	負担金	
4 ・ 11	県営緑農住区開発関連土地 基盤整備事業	野溝平田	松本市	長野県	54.2	H3～H7	0	事業完了	負担金	
4 ・ 12	県営ほ場整備事業 (担い手育成型)	神林西部	松本市	長野県	77.0	H6～H11	0	事業完了	負担金	
		和田西原	松本市	長野県	108.6	H12～H17	0	事業完了	負担金	
4 ・ 13	農村振興総合整備統合事業	岡田本郷	松本市	松本市	156.4	H14～H20	0	事業完了	直轄	
4 ・ 14	国営中信平土地改良事業	中信平	松本市他 9市町村	国	10,691	S40～S52	0	事業完了	負担金	
4 ・ 15	国営中信平二期土地改良 事業	中信平	松本市他 5市町村	国	8,847	H17～H25	0	事業完了	負担金	
4 ・ 16	第二次農業構造改善事業	和田	松本市	農事組合法人松本 平酪農団地組合0		S52		事業完了	補助	【施設/償却年月】 牛舎 / H24.5 堆肥舎 / H9.5 サイロ / H24.5 附属施設 / H9.5

4・17	畜産環境整備リース事業	和田	松本市	末端借受農家 長谷川直史		H17		事業完了	該当なし	施設 / リース期間 堆肥舎 / 12年
4・18	県営中山間地域総合整備事業	山辺	松本市	長野県	8,844	H13～H21	0	事業完了	負担金	
4・19	県営かんがい排水事業	四ヶ堰	松本市 塩尻市	長野県	261	H18～H22	0	事業完了	負担金	
4・20	農村総合整備事業	松本南部	松本市	松本市	1,682	H9～H14	0	事業完了	直轄	
4・21	基盤整備促進事業	寿小赤	松本市	松本市寿土 地改良区	183.3	H14～H17	0	事業完了	負担金	
4・22	畜産複合地域環境対策事業	和田	松本市	和田堆肥セ ンター利用 組合		S55		事業完了	補助	堆肥舎1棟 / H24.3
	農業近代化モデル事業	波田	波田町	波田町	14	S38	0	事業完了	補助	
	県営かんがい排水事業	中信平	波田町 他 2市3町5村	長野県	867	S42～H2	0	事業完了	補助	
4・25	県営かんがい排水事業	四ヶ堰2期	松本市	長野県	255	H23～H28	0	事業完了	負担金	
4・26	県営基幹水利施設ストックマネジメント事業	和田堰	松本市	長野県	908	H24～H27	0	事業完了	負担金	
4・27	県営地域用水環境整備事業	波田堰	松本市	長野県	278	H23～H26	0	事業完了	負担金	
4・28	団体営地域用水環境整備事業	梓川右岸幹 線	松本市	松本市梓川 土地改良区	2,460	H27～H29	0	事業完了	補助	

注 (1) 第3章の調整措置の第1の1に掲げられている事業で、完了(昭和43年新都市計画法制定以降に完了)したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、市街化区域に含まれるもの及び市街化区域に隣接するものについて記入する。

(2) 「施策の種別」は直轄、補助等を記入する。

(3) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記入する。また、「市街化区域に含まれる受益地等」の「受益面積等」は、当該事業の受益地面積のうち市街化区域に含まれることとなる受益面積又は用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記入する。

1 7 農林漁業関係施策に関する調整措置調書

(様式—17)

地 区 名 (市町村名)	図 面 番 号	調整を要する農林漁 業関係施策の事業名 (地 区 名)	左の関係 市町村名	当該地区等を市街化区域に含める必要性	第3章の調整措置の第2により調整を 必要とする事項の調整及び措置状況
松本市	総 括 図	和田地区	松本市	本市では、これまで地域産業の振興を目的に、企業のニーズなどを踏まえながら、工業系用地を供給してきた。この間、本市の工業団地の分譲は堅調に推移しており、7箇所の工業団地は完売で大規模区画を求める企業のニーズには応えられない状況にある。 本市の工業の振興は、めざす都市像を実現する上での重要な柱のひとつであり、松本市総合計画<基本構想2030・第11次基本計画>において、ものづくり産業の活性化のために企業誘致の促進を施策としており、都市計画マスタープランにおいても、奈良井川以西の環状高家線沿線を複合産業地区に設定し、産業誘導を図るとしている。また、松本市工業ビジョンにおいては、計画的に事業用地を整備、確保することが必要としている。 対して、近年、市内企業では移転や新工場建設等に伴う市外転出の動きがみられるほか(当市で創業し本社も所在していた老舗食品加工企業の工場移転需要に応えられず、近隣市へ転出)市外企業からは事業用地に関する問合せが増加傾向にある。これらの動きに対して時機を失すると地域経済を支える工場が市外に転出することによる産業の空洞化、雇用や税収の減少が懸念され、早期の整備が必要となっている。 上記のような理由から、周辺部においてはすでに工業系用地(臨空工業団地)として整備されており、かつ主要幹線道路である環状高家線沿線に近接している当該地区における工業系用地整備は必須であると言える。	

- 注 (1) 第3章の調整措置の第1の1の農用地等及び様式16における農林漁業関係施策の事業受益地又は造成施設を市街化区域に含めようとするものについて記入する。
- (2) 「図面番号」は、農林漁業関係施策実施状況調書の図面番号と同一とする。
- (3) 「当該地区等を市街化区域に含める必要性」は、特に第3章の調整措置の第1の1の農用地に該当する場合にあっては、第3章の調整措置の第1の2に照らして市街化区域に含める必要性を記入する。
- (4) 「第3章の調整措置の第2により調整を必要とする事項の調整措置状況」は、市街化区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、その調整措置状況を記入する。なお、必要に応じ調整措置状況に関する資料(農林漁業関係施策の事業計画図等)を別途記入する。
- (5) 周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。

18 市街化調整区域編入農用地の調整調書

該当なし

(様式—18—)

図面番号	市町村名	所 在	面 積	農家数	営 農 状 況 等	市 街 化 調 整 区 域 と し た 理 由 及 び 農 業 地 域 と し て 残 る 見 通 し	備 考
			ha	戸			

- (注) (1) 本様式については、当分の間営農を継続することを理由として市街化調整区域に編入する農用地について記入する。
- (2) 「所在」は、集落名まで記入する。
- (3) 「面積」は、当分の間営農を継続することを理由として市街化調整区域に編入する農用地面積を記入する。
- (4) 「農家数」は、(3)の農用地を使用収益する農家戸数を記入する。
- (5) 「営農状況等」は、主要作物、主要農業施設、生産性（生産量、出荷額等）等の地域特性を記入する。
- (6) 「市街化調整区域とした理由及び農業地域として残る見通し」は、農業生産の必要性、営農状況、営農継続の意向及び農業振興地域指定の可能性、農用地区域設定の可能性等について記入する。
- (7) 本表に記入しえない事項は、補足資料として別途添付する。

1 9 保安林等

(様式— 1 9)

図面 番号	市町村名	地 区 名	所 在 地	指 定 目 的	地区面積	指 定 年 月 日	備 考
2・(1)	松本市	里山辺	里山辺	土砂流出防備	ha 22.78	H 1 3 . 5 . 1	民有林
2・(2)	松本市	里山辺	里山辺	土流・保健	4.99	H 1 3 . 5 . 1	民有林
2・(3)	松本市	里山辺	里山辺	保健・土流・風致	5.38	H 1 3 . 5 . 1	民有林
2・(4)	松本市	中山	中山	土砂流出防備	14.20	H 1 4 . 3 . 2 8	民有林
2・(5)	松本市	並柳	並柳	土砂流出防備	9.38	H 1 3 . 7 . 9	民有林
2・(6)	松本市	原・浅間温泉・三才山	原・浅間温泉・三才山	土砂流出防備	52.68	H 2 0 . 1 . 1 5	民有林
2・(7)	松本市	浅間温泉	浅間温泉	土砂流出防備	59.41	H 1 9 . 3 . 2 9	民有林
2・(8)	松本市	大村	大村	土砂流出防備	35.01	S 4 9 . 5 . 1	民有林

- 注 (1) 本様式は、森林法に基づく保安林、保安施設地区、保安林等予定森林及び保安林整備臨時措置法に基づく保安林整備計画において保安林の指定が計画された森林の区域について記入し、市街化区域及び市街化区域に接続するものを対象とする。ただし小規模な保安林等については除く。
- (2) 「指定目的」は、森林法第25条第 1 項の各号について記入する。
- (3) 備考欄には国有林、民有林の別を記入する。

20 工場適地指定状況調書

該当なし

(様式—20)

図面 番号	市町村名	地 区 名	団 地 名	団 地 面 積	指定年月日	誘致目標業種	農水省との 協議の状況	備 考

注 (1) 市街化調整区域に係るもので、工場適地団地面積が20ヘクタール以上のものすべてについて記入する。

(2) 「農林水産省との協議の状況」は、経済産業省と農林水産省の地方局間で行われた協議の結果における「可」、「不可」、「保留」の別を記入し、また「可」の場合は調整年月日又は補正年月日を記入する。

(3) 工場立地が確定しているものについては、その旨を備考欄に記入する。その場合、用地面積についても記入すること。

2 1 市街化調整区域内に残存する用途地域調書

該当なし

(様式—2 1)

市 町 村 名	所 在	用 途 種 別	面 積 (農用地面積)	残 存 理 由	備 考
			ha		

(注) (1) 「所在」は、集落名まで記入する。

(2) 「面積」の下段に、()書きで市街化調整区域内に残存する用途地域内の農用地面積を記入する。

2 2 新たに市街化区域に含まれる面積等調書

(様式— 2 2)

	総面積	農用地面積	水田	農振地域面積	農用地区域面積	-	-	備 考
行政区域 a	ha 97,847	ha 8,162	ha 5,051	ha 24,916	ha 7,524	ha 72,931	ha 17,392	
都市計画区域 b	30,191	7,269.8	3,812	14,189	6,370	16,002	7,819	
見直し等従前の市街化区域 c	4,034	283	76					
今回区域区分の見直し等によつて新たに市街化区域に含まれる区域 d	6.1	4.5	4.5	4.5	4.5	1.6	0	
今回区域区分の見直し等によつて新たに市街化調整区域に含まれる区域 e								
d - e f	6.1	4.5	4.5	4.5	4.5	1.6	0	
見直し等後の市街化区域 c + f g	4040.1	287.5	80.5					
見直し等後の市街化調整区域 b - g	26150.9	6982.3	3731.5	14,189	6,370	16,002	7,819	

2 3 市街化区域編入等地区別調整調書

(様式—23—)

図面 番号	市町 村名	地区 名	面積計	農林漁業関係施策			事業名	含まれる 受益地等	施行年度	土地利用の現況及び計 画的市街地整備の構想	農林漁業との調 整及び措置状況	都市計画運用 指針 - 2 - 1のBの1の (3)の の 2)の該当各 号	備 考
				農用地 (水 田)	農振地域 (農用地 区域)								
1	松本市	和田	6.1	4.5	4.5					1 土地利用の状況 農業振興地域に指定されており農用地区域の指定がある。 既存の市街化区域(工業専用地域)に隣接している。 2 計画的市街地整備の構想 民間開発事業による工業団地造成を計画し、現在同意率は100%であり開発業者による関係機関への下協議をおこなっている。 具体的な整備計画があるため、計画的な都市的土地利用を図る。 (事業主体) ・民間開発事業 (開発手法) ・都市計画の区域区分見直し ・民間開発事業	農政部局と調整中	c	同意率 100%

注 (1) 連担して設定されている市街化区域をそれぞれ1地区とする。

(2) 「事業名」は、該当する地区の農林漁業関係施策を様式15の図面番号に従って記入する。

(3) 「土地利用の現況及び計画的市街地整備の構想」は、主要な土地利用の地目(農地が含まれる場合には当該農地の面積を含む。)構想されている市街地整備の目的、事業主体、事業手法を簡潔に記入する。

(4) 「農林漁業との調整及び措置状況」は、様式15及び19に記述した調整措置内容を簡潔に記入する。

(5) 備考欄には、例えば土地地区画整理事業にあっては地権者の同意状況、準備組合等の設立年月日、事業認可(組合設立又は施行認可)予定年等当該事業実施の確実性、当該事業に係る計画人口、保留解除人口(随時変更の場合のみ)及び着実に都市的土地利用に供される見込み等について簡潔に記入する。